

# 実施方針に関する質問回答書

令和8年6月30日

番号	該当資料/箇所	質問内容	回答
1	P.6 3.7 表4 主要な業務内容	業務内容に工事監理業務が含まれますが、「4.2 入札方式」において応募者の構成は「単独企業とする」とあります。施工者が自ら工事監理業務を実施するようにも読み取れますが、別途第三者モニタリング等が設定されているのでしょうか。	別途、第三者モニタリングの設定は行わず、本事業の業務として実施する予定です。工事監理業務に関する資格要件として、一級建築士事務所の登録や上水道及び工業用水道部門の建設コンサルタント登録等を想定しています。また、工事監理担当者は、工事施工における施工体系図、作業員名簿等に記載の無い者を配置することを想定しています。
2	P.7 4.2 入札方式	応募者の条件に4.2.1)以外に他要件を付与する予定(経営規模等評価点、建設業・建設コンサルタントの許可登録条件、配置技術者の条件、工事施工実績、発注後の下請発注条件等)がありますか。ございましたら詳細を具体的に教えてください。	応募者の要件として、経営事項審査総合評定値(水道施設)、建設業・建設コンサルタントの許可登録条件(管、機械器具設置、水道施設)、配置技術者の条件・工事施工実績(水道施設に係る設計・施工一括発注方式の実績、水道施設の躯体築造の実績)等を設定する予定です。また、協力会社を配置する場合は、地域経済の発展に寄与するため、積極的に市内本店の事業者を配置することを設定する予定です。詳細は8月上旬に公表予定の入札説明書をご確認ください。
3	P.7 4.3 2) 契約方式	落札者は事業の調査設計、工事施工、工事監理についてそれぞれ請負契約を当局と締結する.とありますが、落札者が建設業者で協力会社に設計業務を委託している場合は調査設計契約をどのように行いますか。	調査設計、工事施工、工事監理の各請負契約は、落札者と当局の間で締結されます。